

中華人民共和国商標法改正草案

(意見募集稿)

第一章 総 則

第一条【立法趣旨】 商標権者の合法的權益を保護し、消費者の權益と社会公共利益を保護し、生産者及び経営者の利益を保障し、商品と役務の品質の保証と商標の信用の維持を促進し、商標の管理・使用・ブランド建設を強化し、社会主義市場経済の質の高い発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。

第二条【中国共産党の指導】 商標事業においては、中国共産党の指導を堅持する。

国は、知的財産権強国の建設を推進し、知的財産権の創造、運用、保護、管理とサービスレベルを全面的に向上させ、経営環境を最適化するという商標制度の重要な役割を十分に発揮させ、中国製品から中国ブランドへの転換を推進する。

第三条【主管部門】 国務院の知的財産権行政部門は、全国の商標の登録、管理及び商標ブランド業務を主管し、商標争議に係る事項の処理についての責任を負う。

県級以上の知財産権管理部門は、当該地域内の商標管理業務に責任を負う。

第四条【商標】 この法律で商標とは、商品商標と役務商標を含むものであって、文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ、音声又はその他の要素、並びにこれらの要素の組合せを含む、商品や役務の出所を認識・区分するための標章をいい、法に基づいて商標登録出願をすることができる。この法律の商品商標に関する規定は、別途の規定がある場合を除き、役務商標に適用される。

第五条【商標登録出願】 自然人、法人又は非法人組織が、生産経営活動において、それが商品又は役務に使用する又は使用を承諾した商標について商標専用権を取得する必要がある場合には、国務院の知的財産権行政部門に商標の登録を出願しなければならない。

国務院知的財産権行政部門の審査を経て登録された商標を登録商標といい、

商標登録者は商標専用権を享有し、法律の保護を受ける。

第六条【団体商標及び証明商標】 団体商標とは、業界協会又はその他の社会団体や非法人組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。

証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

地理的表示は、証明商標又は団体商標として登録出願しなければならない。

第七条【共同申請】 二以上の自然人、法人又は非法人組織は、国务院の知的財産権行政部門に共同で同一の商標登録を出願し、共同で当該商標権を享有及び行使することができる。

第八条【強制登録】 法律、行政法規により、登録商標を使用しなければならない旨が定められている商品については、商標登録出願をしなければならないが、登録が未だ認められていない場合には、市場で販売することができない。

第九条【誠実信用の原則と権利濫用禁止の原則】 商標登録出願及び商標権の行使は、誠実信用の原則に従わなければならない。

商標権者は、商標権を濫用して国家の利益、社会公共の利益又は他人の合法的權益を損害してはならない。

商標を使用する者は、その商標を使用する商品又は役務の品質についての責任を負わなければならない。各級の知的財産権管理部門は、商標の管理を通じて、消費者を欺瞞する行為を制止しなければならない。

第十条【馳名商標及びその保護原則】 関連する公衆に広く知られている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。

馳名商標の保護は、ケース確認、受動的保護、必要に応じた確認の原則に従う。

馳名商標の保護範囲及び強度は、その顕著な特徴及び知名度に適応しなければならない。

商標の馳名状況は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として確認をしなければならない。商標の馳名状況の確認においては、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度
- (二) 当該商標の持続的な使用期間、方式及び地域の範囲
- (三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲
- (四) 当該商標の国内及び国外における出願と登録の状況
- (五) 当該商標の保護された記録、特に馳名商標として保護された記録
- (六) 当該商標の価値
- (七) 当該商標が馳名であることに関するその他の要素

第十一条【対等の原則】 外国人又は外国企業が中国にした商標登録出願については、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め若しくは相互に加盟する国際条約、又は相互主義の原則に基づいて取り扱わなければならない。

第十二条【委託代理】 商標登録出願又はその他の商標関連事項の手続については、自ら行うことも、法により設立された商標代理機構に委託することもできる。

中国に恒常的な居所又は営業所を有していない外国の自然人、法人及び非法人組織が中国に商標登録出願し、その他の商標関連事項に係る手続を行うときは、法に基づき設立された商標代理機構に委託しなければならない。

第十三条【国際登録】 商標の国際登録は、中華人民共和国が締結又は加盟した関連の国際条約において確立された制度に基づくものとし、具体的な規則については国务院が規定する。

第二章 商標登録の要件

第十四条【登録要件】 登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、公序良俗に違反してはならず、かつ他人の先に取得した合法的権利又は権益と抵触してはならない。

別途の規定がある場合を除き、同一の出願人は、同一の商品又は役務について、一つの同一商標のみを登録しなければならない。

第十五条【使用禁止標章】 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。

(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勲章等と同一又は類似のもの及び中央国家機関の名称、標章、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。

(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似のもの。ただし、当該国の政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。

(三) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似のもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。

(四) 実施管理し、保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似のもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。

(五) 重要な伝統文化シンボルの名称及び標章と同一又は類似のもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。

(六) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似のもの。

(七) 民族差別的な扱いの性質を帯びたもの。

(八) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。

(九) 社会主義の核心的価値観に反し、社会主義の道徳、風習や中華の優れた伝統文化を害し又はその他の悪影響を及ぼすもの。

県級以上の行政区画の名称又は公衆に知られた国内及び国外の地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効なものとする。

第十六条【顕著な特徴】 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。

(一) 商品の通用名称、図形、規格、技術用語にすぎないもの。

(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接的に表したにすぎないもの。

(三) その他の顕著な特徴に欠けるもの。

前項第二号及び第三号に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を獲得し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。

第十七条【立体商標の非機能性】 立体標章に係る商標登録出願について、それが単に商品自体の性質に基づいて生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状、又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状であるときは、これを登録してはならない。

第十八条【馳名商標の保護】 同一又は類似の商品について使用又は登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳した

ものであって、容易に混同を生じさせるときは、その使用を禁止し、かつ、登録をしない。

非類似の商品について使用又は登録出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、当該馳名商標の所有者の利益が損なわれる可能性があるときは、その使用を禁止し、かつ、登録をしない。

使用又は登録出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、当該商標と当該馳名商標に相当程度の関連があると大衆に思わせるに足り、かつ馳名商標の顕著性を弱め、馳名商標の市場名声を故意に低く見積もり、或いは不正に馳名商標の市場名声を利用した場合、その使用を禁止し、かつ、登録をしない。

第十九条【代理人、代表者、利害関係者による駆抜け登録】 授権されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似のものであり、出願人が当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を有していることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っている場合であって、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。

第二十条【地理的表示の保護】 商品の地理的表示を含む商標であって、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるものであるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。

前項にいう地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成される標章をいう。

第二十一条【重複登録の禁止】 登録出願に係る商標は、出願人が同一の商品で先に出願し、既に登録されているもの、又は出願日前の1年以内に公告抹消、取消、無効宣告された先行商標と同一のものであってはならない。ただし、以下の場合又は出願人が元の登録商標の抹消に同意した場合を除く。

(一) 生産経営上の必要性に応じて、実際に使用されている先行商標を基に微細な改善を行った場合であって、出願人が区別を説明することができるとき

(二) 出願人の責めに帰することができない事由により先行商標が更新でき

なかった場合

(三) 商標使用説明書が適時に提出されなかったことで先行登録商標が抹消されたが、当該先行商標が実際に使用されていた場合

(四) 出願人の責めに帰することができない事由により、先行商標が3年不
使用取消手続において使用証拠を提供できなかったために取り消されたが、当
該先行商標が実際に使用されていた場合

(五) 先行商標が他人の先行権利又は権益と衝突することで無効宣告された
が、当該先行権利又は権益が既に存在しなくなった場合

(六) 商標登録を繰り返し又は新たに
出願する他の正当な理由がある場合

第二十二条【悪意の商標登録出願】 出願人は、以下に掲げる悪意の商標登録
出願をしてはならない。

(一) 使用を目的とせず、大量に商標登録出願をし、商標登録秩序を乱すこと

(二) 欺瞞又は他の不正な手段により商標登録出願をすること

(三) 国益、社会公共利益を損なう、又はその他の重大な悪影響を及ぼす商標
を登録出願すること

(四) この法律の第十八条、第十九条、第二十三条の規定に違反して、故意に
他人の合法的権利又は権益を害し、又は不正な利益を図ること

(五) その他の悪意の商標登録出願行為

第二十三条【先行権利の保護】 商標登録出願は、先に存在する他人の権利又
は権益を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響力のある商
標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。

他人が既に登録又は使用し、一定の影響力を有する企業名(略称、商号、グル
ープ名などを含む)、社会組織名は前項でいう「先に存在する他人の権利又は権
益」に含まれる。

第二十四条【先行登録】 登録出願に係る商標は、他人の同一又は類似の商品
について、既に登録又は初歩査定された商標と同一又は類似のものとしてはな
らない。

第二十五条【先行出願】 2又は2よりも多い商標登録出願人が、同一又は類
似の商品について、同一又は類似の商標に係る登録出願をしたときは、先に出願
された商標について初歩査定し、公告する。同日出願のうち時間の前後が区別で
きないものについては、先に使用された商標について初歩査定及び公告をし、他
方の出願については拒絶し、公告しない。

第二十六条【代理機構による商標登録出願の制限】 商標代理機構は、代理業務に係る商標の登録出願を除き、その他の商標に係る登録出願をしてはならず、その他の方法を通じて上記の行為に従事してはならない。

第三章 商標登録出願

第二十七条【出願の要件】 商標登録出願人は、定められた商品分類表に基づき、商標を使用する商品区分及び商品の名称を明記し、登録出願しなければならない。

商標登録出願人は、一つの出願において、多数の区分について同一の商標を登録出願することができる。

商標登録出願を行うに当たって費用を納めなかった場合、当該商標登録出願が提出されなかったものみなす。

商標登録出願の関連書類は、書面又は電子データにより提出しなければならない。

商標登録出願の手続が整い、規定に従って出願書類を記入した場合、国務院の知的財産権行政部門はこれを受理し、出願人に通知する。国務院の知的財産権行政部門は、登録出願された商標が明らかに重大な悪影響を及ぼすものであることを発見した場合、これを受理しない。

第二十八条【別途の出願】 登録商標について、指定した使用範囲以外の商品において商標専用権を取得する必要がある場合、別途の登録出願をしなければならない。

第二十九条【再申請】 登録商標に係る標章を変更する必要がある場合、新規に登録出願をしなければならない。

第三十条【優先権】 商標登録出願人は、ある商標を外国で初めて登録出願をした日から6ヶ月以内に中国において同一商品について同一商標に係る登録出願をするときは、当該国と中国が締結した取決め若しくは共同で加盟している国際条約、又は相互に承認する優先権の原則により、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願の際に書面で主張をし、かつ3ヶ月以内に、最初の出願に係る商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がない場合、又は期間内に商標登録出願の副本を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。

第三十一条【展示会での優先権】 中国政府が主催又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された商標であって、かつ当該商品が出展された日から6ヶ月以内であるときは、当該商標の出願人は、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願の際に書面で主張し、かつ3ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に当該商標を使用した証拠、出展期日等の証明書類を提出しなければならない。書面による主張がない場合、又は期間内に証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。

第三十二条【資料の要件】 商標登録出願又はその他の商標業務を行うために申告した事項と提出した資料は、真実性、正確性を備えた、完全なものでなければならない。

当事者は前項の規定に違反し、重要な事実を虚構、隠蔽したり虚偽の資料を提出したりした場合、対応手続において不利な結果を負わなければならない。商標法執行を担当する部門は、情状の深刻さに応じて警告を与えることができ、10万元以下の罰金を科すこともできる。他人に損失をもたらした場合、賠償しなければならない。

第四章 商標登録の審査及び許可

第三十三条【審査期限】 登録出願に係る商標について、国务院の知的財産権行政部門は、標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了するものとし、この法律の関連規定に合致する場合、初歩査定を行い、公告する。

第三十四条【審査意見書】 審査の過程において、国务院の知的財産権行政部門が、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、審査意見書を発送し、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人が説明又は補正を行わないときは、国务院の知的財産権行政部門の審査決定に影響を及ぼさない。

第三十五条【申請の拒絶】 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定に合致していない場合、又は審査を経て既に受理された商標登録出願が受理の条件を満たしていないことが発覚した場合、国务院の知的財産権行政部門は出願を拒絶し、公告しない。

第三十六条【商標の異議申立】 初歩査定及び公告された商標について、公告の日から2ヶ月以内に、この法律の第十八条、第十九条、第二十一条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条第一項及び第二項、第二十六条の規定に違反していると何人が判断したときは、国務院の知的財産権行政部門に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。

第三十七条【初歩査定の取消し】 国務院の知的財産権行政部門は、商標登録を許可する前に、既に初歩査定・公告された商標登録出願がこの法律の第十五条の規定に違反していることを発見した場合、当該公告を取り消し、再審査をすることができる。

第三十八条【拒絶に係る復審】 出願を拒絶し、公告しない商標について、国務院の知的財産権行政部門は、商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、国務院の知的財産権行政部門に復審請求をすることができる。国務院の知的財産権行政部門は、請求を受けた日から9ヶ月以内に決定を下し、請求人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が出願拒絶に係る復審の決定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

第三十九条【異議審査】 初歩査定され公告された商標に対して異議申立があるときは、国務院の知的財産権行政部門は、異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、公告期間が満了した日から12ヶ月以内に登録を許可するか否かの決定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、許可を得て、6ヶ月間延長することができる。

国務院の知的財産権行政部門が登録決定を下すときは、商標登録証を交付し公告する。異議申立人に不服があるときは、この法律の第四十四条、第四十五条の規定により、国務院の知的財産権行政部門に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

国務院の知的財産権行政部門が不登録決定を下し、被異議申立人に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

る。人民法院は、異議申立人に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

第四十条【決定の効力】 法定期間が満了しても、当事者が国務院の知的財産権行政部門による出願拒絶決定に対して復審請求をしないとき、又は不登録決定、拒絶復審決定に対して人民法院に提訴しないときは、出願拒絶決定、不登録決定又は拒絶復審決定の効力が生じる。

審査により異議が成立しないと決定され、登録が許可された場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩査定公告後2ヶ月が満了した日より起算する。当該商標の公告期間が満了した日から、登録許可の決定が下されるまで、他人による同一又は類似の商品に当該商標と同一又は類似の標章を使用した行為に対して遡及効を生じない。ただし、当該使用者の悪意により商標登録者に与えた損害については、賠償しなければならない。

第四十一条【適時の審査及び出願の取り下げ】 商標登録出願、商標復審請求、又は当事者が処理を求めるその他の商標業務について、国務院の知的財産権行政部門は直ちに審査・処理しなければならない。

当事者は、前項に規定する業務について取り下げを申請することができる。国務院の知的財産権行政部門が審査を経て取り下げても良いと判断した場合、手続は終了する。

第四十二条【手続の中止】 国務院の知的財産権行政部門は、商標の審査審理を行う過程で、関連する先行権利の確定に関して、人民法院において審理中、又は行政機関において処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査審理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、速やかに審査審理手続を再開しなければならない。

人民法院は、国務院の知的財産権行政部門がこの法律の第二十四条、第二十五条に基づいて下した復審決定、不登録決定又は無効宣告裁定を審理する場合、被訴決定、裁定が下されたときの事実状態を基準としなければならない。明らかに公平の原則に違反している場合を除き、被訴決定、裁定が下された後に関連商標の状態が変化した場合であっても、人民法院による被訴決定、裁定の審理に影響を与えない。

第四十三条【明らかな誤りの訂正】 商標登録出願人又は登録者は、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見したときは、訂正を請求することができる。国務院の知的財産権行政部門は、法律に基づき、職権の範囲内でそれを

訂正し、あわせて当事者に通知する。

前項にいう誤りの訂正には、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容に係るものを含まない。

第五章 登録商標の無効宣告と取消し

第四十四条【絶対的理由による無効宣告】 登録された商標が、この法律の第十五条、第十六条、第十七条、第二十一条、第二十二条第一項及び第二項、第二十六条の規定に違反した場合、国务院の知的財産権行政部門は当該登録商標の無効宣告を行う。

国务院の知的財産権行政部門が登録商標の無効宣告を決定したときは、書面で当事者に通知しなければならない。当事者に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に復審請求をすることができる。国务院の知的財産権行政部門は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行い、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が復審の決定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

本条第一項に掲げる状況がある場合、その他の自然人、法人又は非法人組織は、国务院の知的財産権行政部門に対して、当該登録商標の無効宣告を請求することができる。国务院の知的財産権行政部門は、請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁を提出させなければならない。国务院の知的財産権行政部門は、復審請求を受領した日から9ヶ月以内に、登録商標の維持又は登録商標の無効を宣告する裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が国务院の知的財産権行政部門の裁定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

第四十五条【相対的理由による無効宣告及び商標移転】 既に登録された商標が、この法律の第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条の規定に違反した場合、先行権利者又は利害関係者は、商標の登録日から5年以内に、国务院の知的財産権行政部門に当該登録商標の無効宣告請求をすることができる。この法律の第十八条、第十九条の規定に違反し、又はこの法律の第二十三条の規定に違反して他人が既に使用し、一定の影響力を有する商標を不正な手段で抜け駆け登録した場合、先行権利者は当該登録商標の

自身の名義への移転を請求することができる。悪意による登録であるときは、馳名商標の所有者は、5年間の期間制限を受けない。

国務院の知的財産権行政部門は、登録商標の無効宣告請求又は登録商標の移転の請求を受領した後に、書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。国務院の知的財産権行政部門は、請求を受領した日から12ヶ月以内に登録商標の維持、又は登録商標の移転又は登録商標の無効を宣告する裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、許可を得て、6ヶ月間延長することができる。当事者が国務院の知的財産権行政部門の裁定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

第四十六条【商標移転の処理】 国務院の知的財産権行政部門は、審理を経て、登録商標の移転を請求する理由が成立し、かつ他に登録商標の無効を宣告すべき事由が存在せず、移転しても混同やその他の悪影響を生じさせにくいと考える場合、登録商標を移転する旨の裁定を下さなければならない。他に無効を宣告すべき事由が存在しており、又は登録商標の移転を請求する理由は成立するものの、商標を移転することで混同やその他の悪影響が生じやすいと考える場合は、当該登録商標の無効を宣告する旨の裁定を下さなければならない。

商標登録者は、登録商標を移転する旨の裁定が下されてから効力が発生するまでは、当該商標を処分することができない。ただし、当該登録商標が有効であることを維持するための処分を除く。

第四十七条【無効決定・裁定の発効】 法定期間が満了しても、当事者が国務院の知的財産権行政部門による登録商標無効宣告の決定に対して復審請求をしないとき、又は復審決定、登録商標の維持、登録商標の移転若しくは登録商標の無効を宣告する裁定について人民法院に提訴しないときは、国務院の知的財産権行政部門による決定又は裁定の効力が生じる。

登録商標を移転する旨の裁定の効力が発生した後、公告をする。移転申請者は、公告日から商標専用権を享有する。

第四十八条【無効宣告の効力】 この法律の第四十四条、第四十五条の規定により無効宣告された登録商標については、国務院の知的財産権行政部門が公告し、当該登録商標専用権は初めからなかったものとみなす。

登録商標の無効を宣告する決定又は裁定は、無効宣告される前に人民法院で

行われかつ執行された商標権侵害案件の判決、裁定、調停書及び商標法執行を担当する部門で行われかつ執行された商標権侵害案件の処理決定、並びに履行された商標譲渡又は使用許諾契約に対して遡及しない。ただし、商標登録者の悪意により他人に与えた損害については、賠償しなければならない。

商標が登録許可された後、無効宣告される前に、当該商標の使用が他人の登録商標専用権を侵害した場合であって、商標登録者又は被許諾者に悪意があったときは、この法律の第七十四条第二項の規定に基づいて処理しなければならない。

本条第二項の規定により商標権侵害の賠償金、商標譲渡料、商標使用料を返却しなければ、明らかに公平の原則に反する場合には、その全部又は一部を返却しなければならない。

第四十九条【登録商標の取消し】 以下のいずれかの状況に該当する場合、いかなる自然人、法人又は非法人組織も、国務院の知的財産権行政部門に対して、当該登録商標の取消請求をすることができる。ただし、商標登録者の合法的權益を損なったり、商標登録秩序を乱したりしてはならない。

(一) 登録商標が使用を許可された商品の一般名称となった場合

(二) 登録商標が正当な理由なく継続して3年間使用されなかった場合

(三) 登録商標の使用により、関連公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を与える場合

(四) 団体商標、証明商標の登録者がこの法律の第六十三条の規定に違反しており、情状が特に重大だった場合

(五) 登録商標の使用又は登録商標専用権の行使により、公共利益が深刻に害され、重大な悪影響を及ぼした場合

登録商標が前項第四号、第五号の状況に該当する場合、国務院の知的財産権行政部門は当該登録商標を職権により取り消すことができる。

国務院の知的財産権行政部門は、取消請求を受領した日から9ヶ月以内に決定をしなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、許可を得て、3ヶ月間延長することができる。

第五十条【商標登録の隔離期間】 登録商標が、この法律の第四十九条第一項第三号から第五号に掲げる状況が存在するか、又はこの法律の第六十四条の規定に違反したために取り消された場合、この法律の第六十一条の規定に違反したために取り消され若しくは抹消された場合、又は期間が満了して更新されない場合であって、取消又は抹消公告日から1年以内に登録を出願した商標が当該商標と同一又は類似のものであるときは、国務院の知的財産権行政部門はそ

の登録を認めない。

第五十一条【取消復審】 登録商標を取り消す又は登録商標を取り消さないという国務院の知的財産権行政部門の決定に対して当事者に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に国務院の知的財産権行政部門に復審請求をすることができる。国務院の知的財産権行政部門は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行い、書面で請求人に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が復審の決定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

第五十二条【取消しの効力】 法定期間が満了しても、当事者が国務院の知的財産権行政部門による登録商標取消決定について復審請求をしない場合又は復審決定について人民法院に提訴しない場合には、登録商標取消決定、復審決定の効力が生じる。

取り消された登録商標は、国務院の知的財産権行政部門が公告し、当該登録商標専用権は、公告日から消滅する。

第六章 登録商標の更新、変更、譲渡及び抹消

第五十三条【登録商標の有効期間】 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。

第五十四条【登録商標の更新】 登録商標の有効期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、商標登録者は、期間満了前の12ヶ月以内に、規定に従って更新手続を行わなければならない。当該期間に手続を行うことができないときは、6ヶ月の延長期間を与えることができる。毎回の更新登録の有効期間は10年とし、当該登録商標の前回の有効期間が満了した次の日から起算する。期間が満了しても更新手続が行われなときは、当該登録商標を取り消す。

国務院の知的財産権行政部門は、更新登録した商標を公告しなければならない。

第五十五条【変更事項】 登録商標について、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更申請をしなければならない。

第五十六条【商標の譲渡】 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲

渡契約を締結し、共同して国務院の知的財産権行政部門に申請しなければならない。譲受人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

登録商標を譲渡するときは、商標登録者は、同一の商品について登録した類似の商標、又は類似商品について登録した同一又は類似の商標を合わせて譲渡しなければならない。

混同を引き起こしやすい又はその他の悪影響を及ぼす譲渡について、国務院の知的財産権行政部門は許可しないものとし、書面で申請人に通知し、理由を説明する。

登録商標の譲渡は、許可された後に公告される。譲受人は、公告日より商標専用権を享有する。

第五十七条【団体商標及び証明商標の譲渡の制限】 団体商標、証明商標の譲渡を申請し、又は証明商標若しくは証明商標を移転する場合、譲受人又は権利承継人は相応の主体資格と監督能力を有していなければならない。

第五十八条【商標の抹消】 商標登録者は、登録商標の抹消、又はその登録商標の一部の指定商品における抹消を行うことができる。国務院の知的財産権行政部門が抹消を認めた場合、公告する。

当該登録商標専用権又は当該登録商標専用権の指定商品における効力は、公告の日から失効する。

第七条 商標の使用及び管理

第五十九条【商標の使用】 この法律で商標の使用とは、商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を使用すること、役務の提供場所若しくは役務と関係する媒体に商標を用いること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動において商標を使用することにより、商品又は役務の出所を識別するための行為をいう。

前項の行為には、インターネット等の情報ネットワークを通じて実施される行為が含まれる。

第六十条【商標の使用と使用許諾】 商標登録者は、自ら商標を使用することができるほか、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。

他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を国務院の知的財産権行政部門に届け出なければならない。これをもって国務院の知的財産権行政部門は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない。

許諾者、被許諾者が本条第一項の規定に違反して消費者に損害を与えた場合、商標法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じる。違法経営額が5万元以上の場合は、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができる。違法経営額がない場合又は違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。

第六十一条【商標の使用状況の説明】 商標登録者は、商標登録が許可された日から5年ごとの12ヶ月以内に、国務院の知的財産権行政部門に対して指定商品における当該商標の使用状況又は不使用の正当な理由を説明しなければならない。商標登録者は上記期限内の複数の商標の使用状況についてまとめて説明することができる。

期間が満了しても説明をしていない場合、国務院の知的財産権行政部門から商標登録者に通知する。商標登録者が通知を受領した日から6ヶ月以内に依然として説明をしない場合、当該登録商標を放棄したものとみなし、国務院の知的財産権行政部門は、当該登録商標を抹消する。

国務院の知的財産権行政部門は、説明の真実性に対してランダムな抜き打ち検査を行い、必要に応じて商標登録者に関連証拠の補足を要求したり、地方の知的財産権管理部門に裏付けを依頼したりすることができる。抜き打ち検査を経て説明が真実でないことが判明した場合、国務院の知的財産権行政部門は、当該登録商標を取り消す。

第六十二条【禁止権を有しない状況】 登録商標専用権者は、他人が以下のような商慣習に符合する行為を実施するのを禁止する権利を有しない。

(一) 自分の名前、名称、住所を好意的に使用する行為。

(二) 商品の種類、性質、品質、機能、用途、重量、数量、価値、地理的出所、及びその他の特徴を記述するために、登録商標に含まれる地名、本商品の通用名称、図形、規格、技術用語又は当該記述に関連するその他の標章を使用する行為。ただし、公衆を誤認させるものを除く。

(三) 商品の用途、適用対象、又は適用シーンを指示するためにのみ、その登録商標を使用する行為。

立体標章に係る登録商標が、商品自体の性質による形状、技術的効果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を持たせるための形状を含むものであるときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、一定の影響を有するものを使用している場合、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用の表示を加えるよう要請することができる。

第六十三条【団体商標、証明商標の登録者の義務】 団体商標、証明商標の登録者に以下のような行為がある場合、商標法執行を担当する部門は期間を定めて是正するよう命じる。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。是正を拒否した場合は、違法所得がある場合は10万元以下の罰金を、違法所得がない場合は1万元以下の罰金を科す。状況が特に深刻な場合は、国务院の知的財産権行政部門はこの法律の第四十九条の規定により当該商標を取り消すことができる。

(一)商品管理職責の行使を怠慢したことで、当該商品を使用した商品が使用管理規則に記載されている要求に達しておらず、消費者に損害を与えた場合

(二)他人による商標に含まれる地名、商品名、又は種類の正当な使用を悪意をもって阻止し、商標管理秩序を乱した場合

(三)その他の社会に悪い影響を与えた場合

第六十四条【登録商標の無許可変更の法的責任】 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、商標法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じ、10万元以下の罰金を科すことができる。当該期間を満了しても是正されないときは、国务院の知的財産権行政部門は当該登録商標を取り消す。

商標登録者が前項の規定に違反し、他人の登録商標専用権を侵害した場合、この法律の第七十四条二項、第八十五条第一項の規定により処理する。

第六十五条【登録商標の詐称、使用禁止規定違反、地理的表示を含む商標の使用により公衆を誤認させた場合の法的責任】 登録されていない商標を登録商標と偽って使用したとき、又は登録されていない商標を使用してこの法律の第十五条、第二十条第一項の規定に違反したときは、商標法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じる。違法経営額が5万元以上のときは、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が

5 万元未満の場合、1 万元以下の罰金を科すことができる。

この法律の第十五条、第二十条第一項の規定に違反する商品であることを知りながらそれらを販売した場合、又は故意にこの法律の第十五条、第二十条第一項の規定に違反する行為を実施するために倉庫、輸送、郵送、印刷、秘匿、経営場所、インターネット商品取引プラットフォーム等の便宜を図った場合、前項の規定により処理する。

第六十六条【「馳名商標」の表示を違法に使用した場合の法的責任】 生産、経営者は、「馳名商標」の表示を商品、商品の包装若しくは容器に使用したり、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用したりしてはならない。前項の規定に違反した場合、商標法執行を担当する部門は是正を命じ、10 万元以下の罰金を併科する。

第六十七条【悪意による商標登録出願の処罰】 出願人がこの法律の第二十二条の規定に違反し、悪意をもって商標登録を出願した場合、商標法執行を担当する部門は警告を与えるか又は5 万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合は、5 万元以上25 万元以下の罰金を科すことができる。違法所得がある場合は、没収しなければならない。

第六十八条【商標代理機構】 商標代理機構が市場主体の登録機関によって法に基づいて登録された商標代理業務に従事する会社又はパートナーシップ企業である場合、その3分の2以上の株主又はパートナーは3年以上の実務経験を有する商標代理従事者であるか、又は法律職業資格、専利代理師職業資格若しくは知的財産権師中級以上の職名を有し、加えて国务院の知的財産権行政部門に届出をした者でなければならない。商標代理機構が法律事務所である場合、国务院の知的財産権行政部門に届出をしなければならない。

商標代理機構が前項の規定に違反した場合、国务院の知的財産権行政部門は是正を命じる。是正せず、情状が深刻な場合、商標法執行を担当する部門は、警告を与え、1 万元以上5 万元以下の罰金を科す。国务院の知的財産権行政部門は、当該商標代理業務の受理を停止することを決定し、公告することができる。

第六十九条【商標代理機構の義務】 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて商標登録出願又はその他の商標関連事項を取り扱わなければならない。代理の過程において知り得た被代理人の営業秘密については、守秘義務を負う。

委託者が登録出願する商標について、この法律に規定される不登録事由が存

在する可能性があるときは、商標代理機構は、委託者に明確に告知しなければならない。

商標代理機構は、委託者が登録出願する商標が、この法律の第二十二条に規定する事由に該当することを知っているとき、又は知るべきであるときは、その委託を受けてはならない。

商標代理従事者は、法律を遵守し、信用度が高く、人格が高潔で、商標法令に精通し、法律に従って商標代理業務を行う能力を有する者でなければならない。商標代理従事者は、同時に2つ以上の商標代理機構で商標代理業務に従事してはならない。

第七十条【商標代理業界組織】 商標代理業界組織は商標代理業界の自律的な組織である。

商標代理業界組織は、定款の規定に従って会員の入会条件を厳格に実行し、業界の自律を厳格にし、業界の自律規範と懲戒規則を制定し、業務訓練と職業道徳と職業規律教育を強化し、商標代理機構と商標代理従事者が法律に基づいて規範的に商標代理業務に従事し、業界のサービスレベルを絶えず高めるように組織指導し、業界の自律規範に違反した商標代理機構と商標代理従事者に対して懲戒を実施しなければならない。商標代理業界組織は、入会している会員及び懲戒の実施状況を遅滞なく社会へ公表しなければならない。

第八章 登録商標専用権の保護

第七十一条【登録商標専用権】 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限定される。

商標登録者は、商標の右上又は右下に「登録商標」又は®と®登録マークを表示する権利を有する。

第七十二条【登録商標専用権を侵害する行為】 以下の各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合には、登録商標専用権の侵害となる。

(一) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品に登録商標と同一の商標を使用する行為

(二) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品に登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品に登録商標と同一又は類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせる行為

(三) 商標登録者の許可を得ずに、同一又は類似の商品に他人の登録商標と同一又は類似の標章を関連する電子商取引に使用し、公衆を誤認させる行為

- (四) 登録商標専用権を侵害する商品を販売する行為
- (五) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売する行為
- (六) 商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入する行為
- (七) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助する行為
- (八) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為

第七十三条【不正競争行為】 他人の登録商標、登録されていない馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆に誤認を生じさせ、不正競争行為を構成している場合には、「中華人民共和国反不正当竞争法」に基づいて処理する。

第七十四条【商標権侵害紛争の処理】 この法律の第七十二条に定める登録商標専用権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じたときは、当事者の協議により解決する。当事者が合意した書面の仲裁協議に基づいて、仲裁機関に仲裁を申請することもできる。協議する意向がないとき、協議が成立しないとき又は書面の仲裁協議がないときは、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に提訴することも、商標法執行を担当する部門に処理を請求することもできる。

商標法執行を担当する部門の処理を経て、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、違法所得を没収し、違法経営額が5万元以上であるときは、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないとき又は5万元未満であるときは、25万元以下の罰金を科すことができる。登録商標専用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、商標法執行を担当する部門は、販売の停止を命じ、侵害商品を没収し、事件状況を侵害商品提供者所在地の商標法執行を担当する部門に通報して処理させることができる。

5年以内に2回以上の商標権侵害行為若しくはその他の商標法違反行為を実施しており、法執行を拒否・妨害し、又はその他の深刻な情状あった場合、商標法執行を担当する部門は嚴重に処罰しなければならない。

商標専用権侵害行為が成立するか否か、又は賠償額に異議がある場合、当事者は知的財産権管理部門に対して、行政裁決又は調停を請求ことができ、「中華人民共和國民事訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することもできる。知的財産権管理部門の調停を経て合意に達した場合、人民法院は司法確認を行うこと

ができ、合意に達していない場合には、知的財産権管理部門は侵害行為が成立するか否かについて行政裁決を下すことができる。当事者が行政裁決を不服とする場合、「中華人民共和国行政訴訟法」に従って人民法院に提訴することができる。

関連当事者と商標登録者又は利害関係者との間で、登録商標専用権についての紛争が生じた場合、人民法院に提訴し、その行為が登録商標専用権を侵害しているか否かについて判決を求めることができる。

第七十五条【商標法違反行為の調査・処分】 商標法執行を担当する部門は、商標法違反行為に対して、法により調査、処分を行う権限を有する。登録商標専用権の侵害に係る犯罪の疑いがあるときは、直ちに司法機関に移送し、法に基づいて処理しなければならない。

法により刑事責任を追及する必要がないか刑事罰を免除することになるが、行政処罰を与えるべきである場合、司法機関は直ちに事件を商標法執行を担当する部門に移送し、法により処理しなければならない。

第七十六条【商標法執行措置】 商標法執行を担当する部門は、既に取得した違法嫌疑証拠又は通報クレームに基づき、他人の商標法に違反する疑いのある行為を処理する際に、次に掲げる職権を行使することができる。

(一) 当事者を尋問し、関連状況の説明又は被調査行為に関する資料の提供を求めること

(二) 商標法に違反する疑いのある行為に関連する契約、領収書、帳簿、伝票、文書、記録、業務上の書簡電報、視聴覚資料、電子データ及びその他の資料を閲覧、複製すること

(三) 当事者が、商標法に違反する疑いのある行為に係わる場所を現場検証すること

(四) 商標法に違反する疑いのある行為に係る物品を検査すること

(五) 証拠が消失する可能性がある場合又は以後の取得が困難な場合、先だつて登録保存すること

(六) 商標法に違反する疑いのある行為の存在を証明することができる証拠となる物品を封印又は差し押さえること

(七) 商標法に違反する疑いのある行為の当事者の銀行口座を照会すること
上記第五号乃至第七号に規定する措置を実施する前に、商標法執行を担当する部門の責任者の承認を受けなければならない。

商標法執行を担当する部門が、法に基づき本条第一項に規定する職権を行使するときは、当事者は、これに協力し、従うものとし、拒絶や妨害をしてはなら

ない。

商標権侵害案件の処理にあたって、商標権の帰属に争いがあるとき、又は権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起しているときは、商標法執行を担当する部門は、案件の処理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、案件の処理手続を再開又は終結しなければならない。

第七十七条【商標権侵害の民事責任】 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失又は侵害者が侵害によって得た利益により確定する。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。故意による商標専用権侵害行為で情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。

人民法院は賠償額を確定するために、権利者が既に挙証に尽力しているものの、侵害行為に関連する帳簿、資料を主に侵害者が掌握している状況において、侵害者に対して、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供するよう命じることができる。侵害者が提供しない場合、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参照して賠償額の判断をすることができる。

権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に応じて500万元以下を賠償額とする判決を下す。

賠償額には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

人民法院は商標紛争事件を処理する際、権利者の請求に基づき、登録商標を盗用した偽造商品に属するものについて、特殊な情況を除き、廃棄処分を命じる。主として登録商標を盗用した偽造商品の製造に使われる材料、道具について廃棄処分を命じ、且つ補償を与えない。或いは、特殊な情況において、前記の材料、道具の市場流通の禁止を命じ、且つ補償を与えない。

登録商標を盗用した偽造商品について、単に盗用した商標を取り除いただけでは、市場に流通させてはならない。

第七十八条【商標侵害の公益訴訟】 登録商標専用権を侵害する行為が国益又は社会公共利益を害するものであって、登録商標専用権者又は利害関係者が訴訟を提起せず、商標法執行を担当する部門も処理を行っていない場合、検察機関は法に基づいて登録商標専用権侵害行為を人民法院に提訴することができる。

第七十九条【商標の馳名状況の確認】 商標登録の審査、商標争議の処理又は商標法違反案件の摘発の過程において、当事者がこの法律の第十八条の規定に基づく権利を主張する場合、国务院の知的財産権行政部門は、案件の処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について確認することができる。

商標に係る民事、行政案件の審理過程において、当事者がこの法律の第十八条の規定に基づく権利を主張する場合、最高人民法院が指定した人民法院は、案件の審理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について確認することができる。

第八十条【賠償免除の抗弁】 登録商標専用権者が賠償を請求した場合であつて、権利侵害を訴えられた者により、登録商標専用権者が登録商標を使用していない旨の抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に対して、直近3年以内に当該登録商標を実際に使用した証拠を提供するよう求めることができる。登録商標専用権者が直近3年以内に当該登録商標を実際に使用したことを証明できない場合、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できない場合、権利侵害を訴えられた者は、損害賠償の責任を負わない。

登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者についての説明ができるときに限り、損害賠償の責任を負わない。

第八十一条【訴訟前の仮処分措置】 商標登録者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っていること又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復しがたい損害を与えるおそれがある場合には、提訴をする前に、法に基づき、人民法院に対して関係行為の差止命令と財産の保全措置の実施を請求することができる。

第八十二条【訴訟前の証拠保全】 侵害行為の差止めの際に、証拠が失われる可能性がある場合、又は以後の取得が困難になる場合、商標登録者又は利害関係者は、提訴をする前に、法に基づき、人民法院に対して証拠保全を請求することができる。

第八十三条【悪意による駆抜け登録の民事賠償】 この法律の第二十二条第四項の規定に違反し、悪意をもって商標登録を出願して他人に損失を与えた場合、当該他人は人民法院に提訴し、損害賠償を請求することができる。賠償額には、少なくとも悪意による商標登録行為を阻止するために当該他人が支払った合理的な支出が含まれなければならない。

この法律の第二十二条第三項の規定に違反し、悪意をもって商標登録を出願して国益、社会公共利益を損なった場合又は重大な悪影響を及ぼした場合、検察機関は法に基づいて悪意のある商標登録出願行為を人民法院に提訴する。

第八十四条【悪意による商標訴訟の賠償】 悪意による商標訴訟に対し、人民法院は法に基づいて処罰を与える。相手側当事者に損失を与えた場合、賠償しなければならない。賠償額には、相手側当事者が悪意による商標訴訟を阻止するために支払った合理的な支出を含めなければならない。

第八十五条【刑事責任】 商標登録者の許諾を得ずに、同一商品に登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法に基づいて刑事責任を追及する。

他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又はその偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法に基づいて刑事責任を追及する。

登録商標を盗用した偽造商品であると知りながら販売し、犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法に基づいて刑事責任を追及する。

第八十六条【商標代理違法行為及び法的責任】 商標代理機構に以下の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、商標法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

(一) 商標関連事項の手續において、法的文書、印章、署名を偽造、変造し、又は偽造、変造した法的文書、印章、署名を使用すること。

(二) 他の商標代理機構を中傷する等の手段による商標代理業務の誘致、又はその他の不正な手段によって商標代理市場の秩序を乱すこと。

(三) この法律の第二十二条第一号、第二十六条、第六十九条第三項の規定に違反すること。

商標代理機構に前項に定める行為があるときは、国务院の知的財産権行政部門は、信用記録に記載する。情状が重大なときは、国务院の知的財産権行政部門は、同時にその商標代理業務の受理停止を決定し、かつ公告することができる。

商標代理機構が、誠実信用の原則に違反し、委託者の合法的利益を侵害したときは、法に基づき民事責任を負うものとし、商標代理業界組織は、規約の規定に基づいて懲戒を与える。

商標代理機構が商標代理業務の受理を停止された場合、業務の受理を停止さ

れている間において、又は未処理の商標代理業務を適切に処理していない場合、当該商標代理機構の責任者、直接担当者、及び管理責任を負う株主、パートナーは、新たに商標代理機構の責任者、株主、パートナーに就任してはならない。

第八十七条【信用監督管理】 この法律の規定に違反して行政処罰を受けた場合、処罰を行った部門が信用記録に記入するとともに、関連法律・行政法規の規定に従って公示する。

第八十八条【関係職員の行為要求】 商標の登録、管理、復審及び審理業務に従事する公職者と関係者は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。

国務院の知的財産権行政部門、司法機関並びに商標登録、管理、復審及び審理業務に従事する公職者と関係者は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。

第八十九条【内部監督・検査】 国務院の知的財産権行政部門と司法機関は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理、復審及び審理業務を責務とする公職者と関係者による法律及び行政法規の執行、並びに規則の遵守についての状況を監督、検査しなければならない。

第九十条【関係職員の法的責任】 商標登録、管理、復審及び審理業務に従事する公職者と関係者が、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為を行い、商標の登録、管理、復審及び審理を違法に処理するか又は法を曲げて裁判し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成しないときは、法に基づき処分を科す。

第九章 商標の使用、サービス及び商標ブランド建設の促進

第九十一条【ブランド戦略及び公共サービス】 国は、商標ブランド戦略を実施し、商標ブランド建設を推進し、有名商標ブランドの育成を推進し、ブランド経済の発展を促進する。国は商標公共サービスシステムの構築を強化し、商標情報伝播利用を推進し、商標公共サービス能力を持続的に向上させる。

第九十二条【政府の責任】 県級以上の人民政府は、商標ブランド事業を国民経済と社会発展関連計画に組み入れ、科学的で合理的な政策措置を制定し、商標

ブランドの育成、保護と運用を積極的に誘導し、必要な保障を与えなければならない。

第九十三条【商標ブランド建設の措置】 国は、商標ブランドの各主体が以下の措置を実施して商標ブランド建設を推進することを奨励する。

(一) 社会公衆の商標ブランドの意識を向上させ、商標使用のガイドを強化すること

(二) 商標ブランドの管理能力を向上させ、商標ブランド価値の実現を促進すること

(三) 商標ブランドの文化的内包を発掘し、優秀な商標ブランドを紹介・展示すること

(四) 商標ブランドの人材育成を強化し、ブランドサービス機関及び従事者の専門的能力を向上させること

(五) 商標ブランドの研究、評価、モニタリングを強化し、科学的な商標ブランド評価システムを構築すること

(六) 商標ブランドの建設を推進するその他の措置を組織して実施すること

第九十四条【地域ブランド】 国は、地域ブランドの建設を推進し、団体商標、証明商標制度の作用を発揮し、特色が鮮明で、競争力が強く、市場の信用の高い地域ブランドを構築し、地域と産業経済の発展を促進する。

第九十五条【知能化建設、商標情報共有の強化】 国務院の知的財産権行政部門は、情報化、知能化建設を強化し、商標情報の共有を推進し、電子出願、電子送達、電子証拠、電子登録証、電子文書、電子ファイル(電子登録簿)の関連規則を完備し、商標業務手続きの電子化と利便性を向上させなければならない。

第九十六条【情報公開義務】 国務院の知的財産権行政部門は、商標公共サービスプラットフォームの建設を強化し、商標情報を完全、正確、適時に発表し、商標基礎データを提供し、商標情報の有効利用を誘導と促進しなければならない。

第九十七条【商標ファイル】 国務院の知的財産権行政部門は、商標登録ファイル業務を強化し、商標登録ファイル管理の規範化レベルを絶えず向上させなければならない。

第十章 附 則

第九十八条【費用の納付】 商標登録出願及びその他の商標事務手続をするときは、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は、別に定める。

第九十九条【公式標章の登録】 中央国家機関、武装力、政党、全国的な人民団体等が使用する以下の標章は、公式標章として国務院の知的財産権行政部門に登録することができる。登録出願に係る商標が、届出された公式標章と同一又は類似のものである場合、この法律の第十五条の規定により拒絶し、使用を禁止しなければならない。

(一) 機関名、標章、所在地の特定地点の名称又は象徴的建築物の名称、図形等

(二) 制御を実施し、保証することを示す公式標章、検査印等

国務院の知的財産権行政部門は、中華人民共和国が締結又は参加した国際条約に従って国際間の公式標章の保護事務を処理する。

第一百条【審査審理指南の制定】 国務院の知的財産権行政部門は、この法律と商標法実施条例に基づいて商標審査審理指南を制定する。

第一百一条【施行と効力】 この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に国務院が公布した「商標管理条例」は、同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定がこの法律と抵触するときは、同時に失効する。この法律の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効とする。

出所：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/13/art_75_181410.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。